

## ○裾野市個人情報保護条例

平成10年9月8日  
条例第24号

## (目的)

第1条 この条例は、市が保有する電子計算機処理に係る個人情報の開示請求等の権利を明らかにするとともに、その適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害を防止し、もって、市民の基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合体であつて、電子計算機処理を行うため磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる方法により記録されたもの及びこれにより出力された簿冊、台帳等をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機等を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。
- (4) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

## (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報ファイルの保管等をするに当たっては、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置をとるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## (保管等の制限)

第4条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理及び個人情報ファイルの保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるときその他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、個人の思想、信条、宗教、社会的差別原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報ファイルの保管等をしてはならない。

## (業務の届出)

第5条 実施機関は、個人情報ファイルの保管等に係る業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める一般共通事項のみで構成される個人情報ファイルは、除く。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 保管の目的
- (3) 保管の根拠となる法令
- (4) 個人情報の対象者
- (5) 個人情報の内容
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないときは、業務が開始され、又は変更されたとき以後において前2項の届出をすることができる。

## (公表)

第6条 市長は、前条第1項の規定による届出があつた個人情報ファイルの届出に係る事項を公表するものとする。

## (収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的等を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 法令等の規定により本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、前項の規定による収集がなされたものとみなす。

## (利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、届出業務の目的の範囲を超えた実施機関内での個人情報ファイルの利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、届出業務の目的の範囲を超えた実施機関以外への個人情報ファイルの提供(次項に規定する情報通信提供を除く。以下「外部提供」という。)をしてはならない。

3 実施機関は、当該実施機関が管理する情報処理機器と実施機関以外のものが管理する情報処理機器とを通信回線を用いて結合することによる個人情報ファイルの提供(以下「情報通信提

供」という。)をしてはならない。

(収集、利用及び提供の制限の例外)

第9条 実施機関は、第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものでからの個人情報の収集又は目的外利用をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 市民福祉向上のため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。
- (3) 既に公表された事実であるとき。
- (4) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (5) その他公益上必要があると裾野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、公益上必要があると審査会の意見を聴いて認めたときは、外部提供又は情報通信提供をすることができる。

3 実施機関は、前2項の規定により目的外利用又は外部提供若しくは情報通信提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、届出業務に係る個人情報ファイルの保管等をするときは、個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報ファイルの保管等をする目的に必要な範囲内で、個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

3 実施機関は、個人情報ファイルの保管等が必要でなくなったときは、廃棄する等適切な措置をとるものとする。

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、個人情報ファイルの自己情報(届出業務された本人の個人情報をいう。以下同じ。)の開覧及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、開示の請求による自己情報について次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関するものであって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示することにより実施機関の公正かつ適正な行政執行を妨げるおそれがあると認められるもの
- (4) その他公益上必要があると実施機関が審査会の意見を聴いて認めたもの

3 実施機関は、請求に係る自己情報に前項各号のいずれかに該当する部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、自己情報の開示の趣旨が損なわれない程度に除くことができるときは、その部分を除いて開示するものとする。

(訂正等の請求)

第12条 何人も、自己情報について事実の記載に誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第4条の規定による保管等の制限を超え、又は第7条第1項若しくは第9条第1項の規定によらないで自己情報が保管等されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第13条 何人も、第8条又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(開示等の請求方法)

第14条 前3条の規定による請求をしようとする者は、本人であることを明示した書類及び別に定める請求書を提出しなければならない。

(請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、当該請求を受理した日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由及び決定をすることができる時期を書面により当該請求書を提出した者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、請求に係る自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的

外利用等の中止をしない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、一定の期間の経過により開示の請求に係る自己情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

(開示等の実施)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の決定をしたときは、速やかにこれを実施しなければならない。

2 実施機関は、自己情報を開示することにより個人情報ファイルを汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該自己情報を複写したものの閲覧又はその写しの交付をもって自己情報の開示とすることができる。

(不服申立て)

第17条 実施機関は、第15条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、審査会に諮問し、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(審査会)

第18条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、審査会を設置する。

2 審査会は、第9条第1項第5号、同条第2項、第11条第2項第4号及び前条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、個人情報保護制度の重要事項について審査、審議するとともに実施機関に対し、意見を述べることができる。

3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会は、第2項に規定する審査、審議のため必要と認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(受託者の責務)

第19条 受託者(実施機関から個人情報の電子計算機処理の委託を受けたものをいう。)は、その業務を行うに当たって、漏えいの防止その他個人情報の保護に関して、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、当該委託業務についての個人情報の適切な管理について規則に定める必要な措置をとらなければならない。

(費用負担)

第20条 この条例の規定に基づく自己情報の閲覧に係る手数料は、裾野市手数料条例(平成12年裾野市条例第2号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定に基づき自己情報の写しを交付する場合の当該写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。

(他の閲覧制度等との調整)

第21条 この条例は、他の法令等の規定により自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の手續が定められている場合には、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、この条例は、市立図書館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している個人情報については、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第21号で平成11年4月1日から施行)

2 この条例施行の際現に実施機関が行っている個人情報ファイルの保管等及び個人情報の電算機処理については、この条例の規定により行ったものとみなす。